

内部質保証の構築に関する方針（20260305 改正）

内部質保証

本学では、社会から負託された使命・目的を実現し、教育と研究の質を向上させるために、外部の第三者機関による評価受審に加えて、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを踏まえて自らの活動を絶えず評価・改善する内部質保証の機構を構築します。

内部質保証組織編成と活動方針

大学の教育と研究にかかる内部質保証には、教学運営会議と全学自己評価委員会が取り組みます。なお、本学の内部質保証は、内部監査室によって客観的に点検・評価されます。

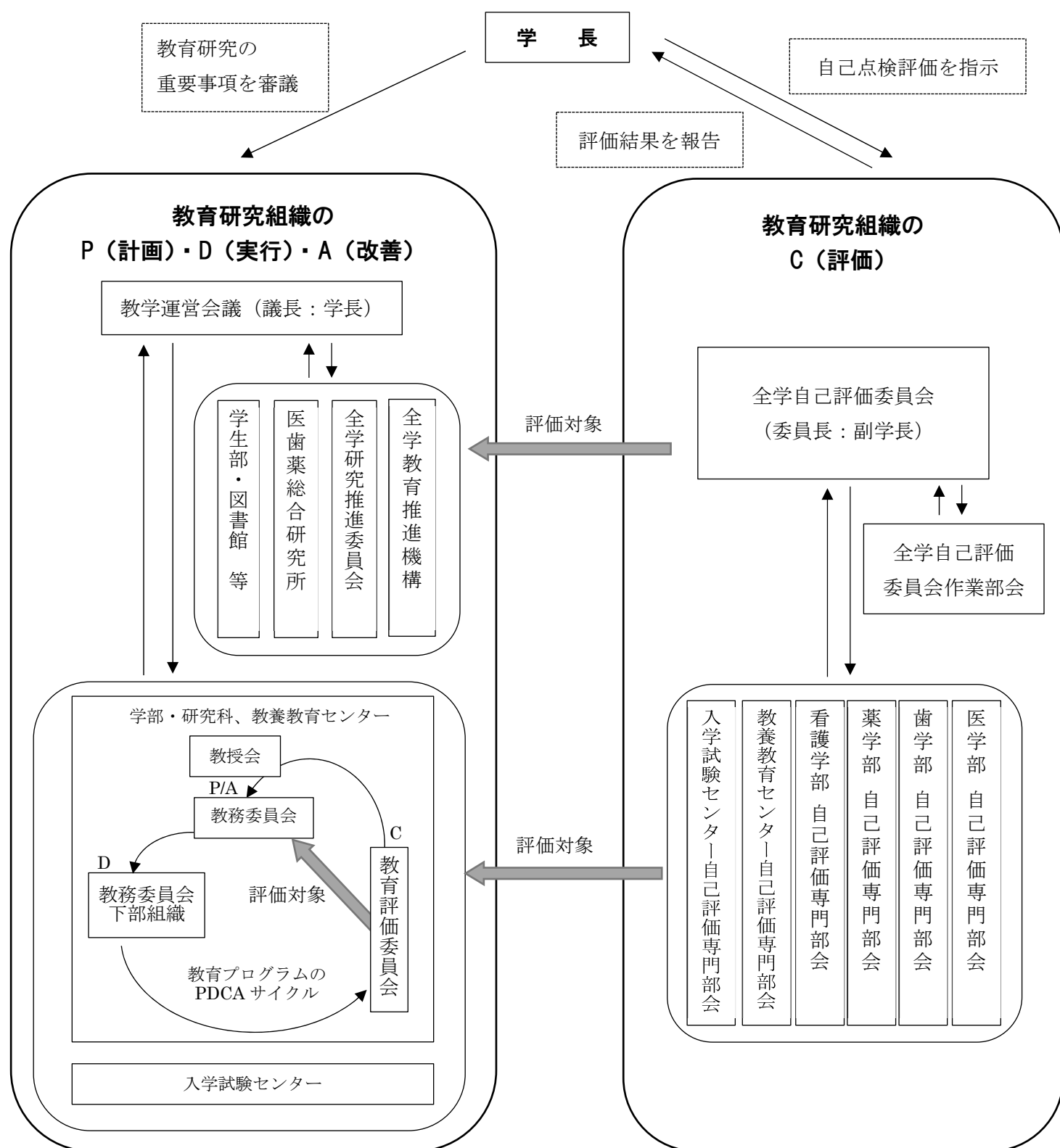
1. 教学運営会議は、全学的な教育と研究活動に関する方針や計画（Plan）の決定及び全学自己評価委員会からの指摘を受け、対応策（Act）を検討します。
2. 各学部等は、教学運営会議が策定した方針や計画・対応策に基づき、教育・研究に関する取り組みを実施（Do）します。
3. 全学自己評価委員会は、全学の教育と研究活動の計画（Plan）と実施（Do）の適切性ならびに改善（Act）の妥当性を評価（Check）します。原則として、各学部・研究科、教養教育センター、入学試験センターの各部署を評価する組織を全学自己評価委員会の下に設けて評価作業を詳細に行います。それ以外の部署は、全学自己評価委員会が直接評価を行います。また、評価にあたっては、必要に応じて IR データを積極的に活用します。
4. 評価作業の独立性を保つため、全学自己評価委員会と下部評価組織は、評価の客観性と公平性を担保できるような組織構成員とします。
5. 評価・改善は定期的に行い、内部質保証活動を継続していきます。全部署において継続的に評価活動を行い、改善に向けて取り組みます。
6. 点検評価の結果は速やかに外部に公表し、大学運営の透明性を保証します。
7. 内部質保証活動は、その効果等を担保するための体制も含めて、定期的に見直します。

教学運営会議、全学自己評価委員会の所掌

1. 教学運営会議は、教育・研究における重要事項の決定や中長期計画の策定及び見直しを行います。
2. 全学自己評価委員会は、中長期計画等に基づき教育と研究全般に関する内部質保証と向上を目的とし、以下の評価を行います。
 - ① 大学及び各部局の業務の計画（短期～中長期）が妥当で、運用が適切に行われているか、また評価組織から指摘された改善事項に対して運用主体が適切に応じているかを評価します。
 - ② 機関別認証評価、分野別評価等、様々な外部評価に際して自己評価するとともに、外部評価の審査結果あるいは外部からの指摘事項に対する改善を大学または学部として適切に行っているかを評価します。

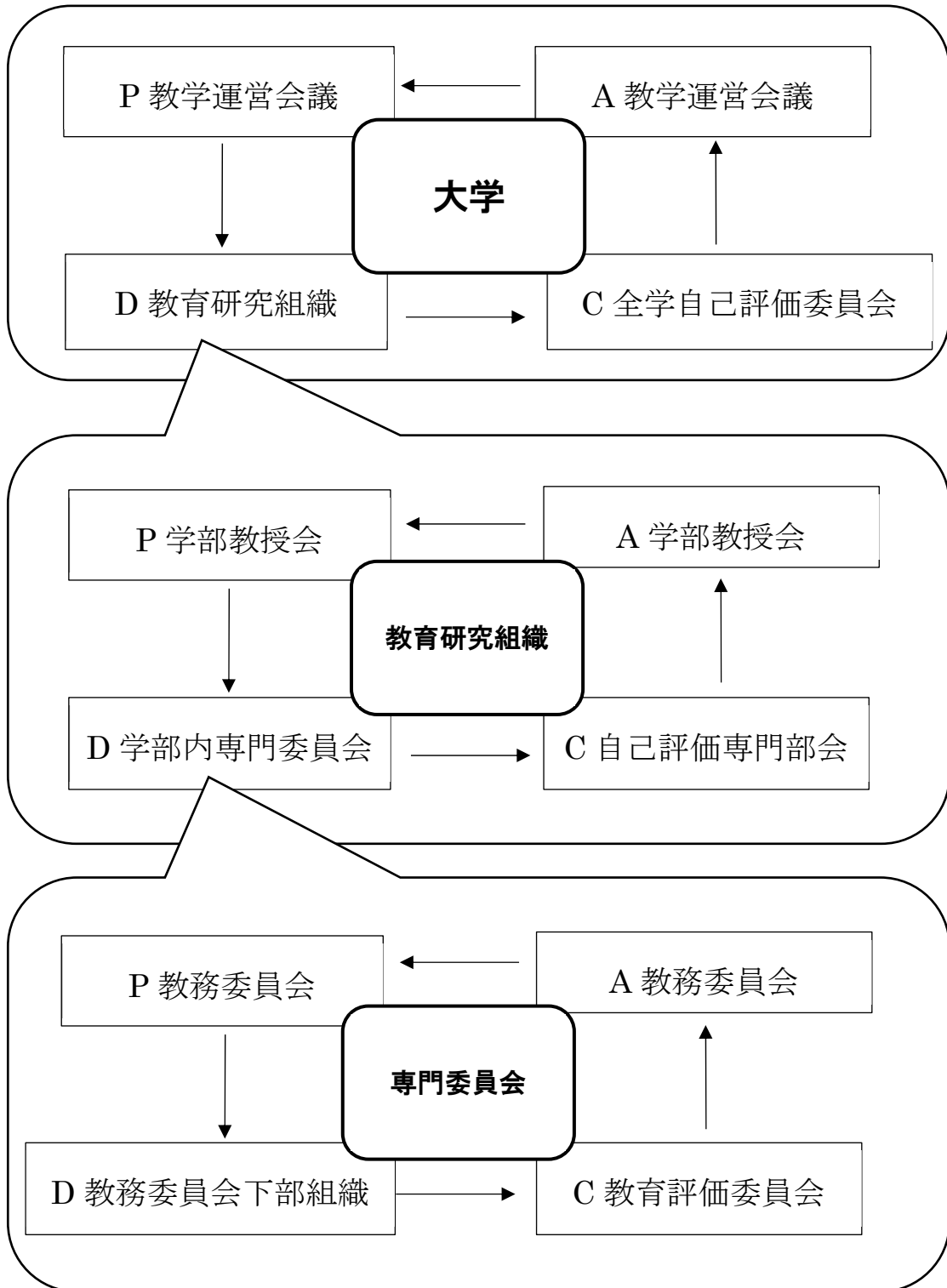
各学部等は、教学運営会議の方針や計画・改善策に基づいた組織運営を行います。

<内部質保証体系図>



<内部質保証各階層のPDCA サイクル>

例：学部

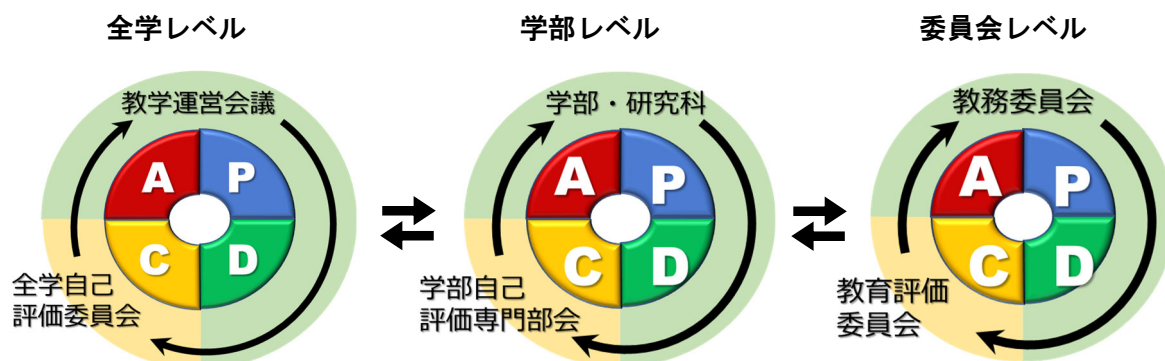


<実施概要> (20260305 改正)

1. 本学の内部質保証の体制について

「全学レベル」「学部レベル」「委員会レベル」の3つの階層に分けてPDCAサイクルを機能させる取り組みを行う。

<イメージ図>



2. 具体的な取り組みについて

(1) 定期自己点検評価

1) 概要

全学自己評価委員会が「評価の観点」を設定し、大学全体として評価事項を把握する。

評価の観点は、階層レベル別とし、さらに評価時期を以下のとおり2つに分けて設定する。

●短期評価（毎年度評価）

全学自己評価委員会が設定した評価の観点に対する各組織の実績に関する評価、評価結果を踏まえ定期的な評価が必要である事項に対する評価について、毎年度評価を行う。

●中期評価

方針、体制、施設等複数年度の状況により評価する事項について、定期的に評価を行う。

2) 手続き

対象組織が自己点検評価報告書により自己点検を行い、各階層の評価部門がその評価を行う。評価結果は当該組織に報告し改善を促す。

委員会・学部レベルの評価結果は、上位の評価部門に報告し、最終的には全学自己評価委員会が総括し、学長・教学運営会議に報告する。

<対象組織>

	対象組織	評価部門
全学レベル	教学運営会議	全学自己評価委員会
学部レベル	全学教育推進機構、全学研究推進委員会、 医歯薬総合研究所、学生部、図書館、 総合情報センター、キャリア支援センター、健康 管理センター	全学自己評価委員会
	学部・研究科、教養教育センター、 入学試験センター	自己評価専門部会
委員会レベル	教務委員会、 教養教育センター教務専門委員会	教育評価委員会

3) 評価の観点

大学が定める中長期計画や大学基準協会が実施する機関別認証評価の「評価項目・評価の視点」等を参考に、全学自己評価委員会にて評価項目を設定する。

また、機関別認証評価等の評価結果についても、重要事項等（改善を要する提言を除く）があれば評価の観点として追加する。

自己点検評価にあたっては、教学 IR センターが作成するファクトブックなど、客観的なデータを積極的に活用する。特に教育課程・学習成果等の自己点検評価にあたっては、「学修成果の評価検証方針及び指標」（別紙参照）に基づき、教学 IR センターや各教育研究部署が集計・分析する IR データ等を積極的に活用する。

4) 評価スケジュール

全学自己評価委員会で毎年度作成するスケジュールに従い、自己点検評価を実施する。

(スケジュールの例)

- | | |
|------|------------------------|
| ～2月 | 評価対象組織において自己点検評価報告書を作成 |
| 2～3月 | 評価作業部門において評価を実施 |
| 4～5月 | 全学自己評価委員会において評価を決定 |
| 6月 | 評価対象組織へのフィードバック |

(2) 学内相互評価

1) 概要

各学部専門領域の外部評価である「分野別評価」の評価基準を取り入れ、各学部の専門性について評価を実施する。

2) 評価方法

①対象学部

特定の学部(組織)について評価を実施する。対象学部は報告書を作成し、全学自己評価委員会作業部会委員(対象学部の委員を除く)が、評価書を作成する。

②評価基準

各学部の分野別評価基準とし、評価の範囲については、教育に関する基準を中心に各学部の分野別評価の対応状況等を考慮し決定する。また、評価基準日は、報告書作成時最新の状況を報告する。

③評価の手順

<対象学部>

分野別評価の評価基準に沿って「学内相互評価 報告書」を作成する。作成にあたり、既に分野別評価を受審している学部は、受審時の指摘事項に対する改善事項についても含めて記述する。

<全学自己評価委員会>

対象学部の報告書に基づき、全学自己評価委員会作業部会が「学内相互評価 評価書」を作成する。評価書の構成は、評価基準ごとに「概評」「長所として特記すべき事項」「助言として特記すべき事項」の3項目に沿って作成する。評価書は、全学自己評価委員会承認後、対象学部へ評価結果を通知する。

④評価スケジュール

分野別認証評価の実施時期等を参考に、全学自己評価委員会で評価スケジュールを作成する。